

[事案 2022-193] 満期保険金支払等請求

・令和 5 年 3 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

満期保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 47 年 4 月に契約した定期保険特約付養老保険を、昭和 53 年 11 月に定期保険特約付養老保険に転換し、昭和 57 年 6 月に定期保険特約付養老保険に転換して、平成 4 年 7 月に満期保険金 200 万円が支払われた。しかし、満期保険金は 450 万円であるので、差額を支払って欲しい（請求①）。また、昭和 53 年 12 月に子供保険を契約したものの、昭和 55 年 6 月に解約されているが、契約の継続を確認してほしい（請求②）。さらに、昭和 60 年 1 月に養老保険を契約したが、昭和 62 年 3 月に養老保険に転換されているので、転換は無効であることを確認してほしい（請求③）。

請求①②③の理由は、以下のとおり。

- (1) 請求①について、契約締結時に満期保険金が 450 万円と記載された設計書の交付を受け、その旨の説明を受けた上で申し込んだ。
- (2) 請求②について、自分は解約手続を行っていない。
- (3) 請求③について、申込書の筆跡・印影は自分のものではない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、当社は申立人に対し、満期保険金が 200 万円である旨を記載した設計書を交付して説明し、昭和 57 年 6 月に申立人は満期保険金が 200 万円である旨が記載された申込書に署名・捺印した。
- (2) 請求②について、昭和 55 年 6 月に申立人は解約手続を行っており、当社は申立人に対し解約返戻金を支払い、これを申立人は受領した。
- (3) 請求③について、申込書の筆跡および印影は、他の契約の申込書の印影と同一である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立ての内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求はいずれも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。